

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を 改正する政令案概要

公務員給与における地域手当の改定を踏まえ、国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う割合を改める。

1 改正の概要

基準法においては、選挙執行経費のうち投票所経費、開票所経費、事務費等を算定する際に、国の地域手当の支給基準を満たす地域においては、基本額に地域加算を行うこととしている。

令和7年人事院勧告を踏まえ、人事院規則の改正により地域手当の支給地域及び割合の見直しが行われることを踏まえ、当該地域加算の割合について、国家公務員給与における令和7年人事院勧告等を踏まえたものとする改正を行うこととする。

2 今後の予定

閣議：令和8年3月19日

公布日：令和8年3月25日

施行日：令和8年4月1日

※パブコメは実施しない（行政手続法第4条第4項第6号）